

# 生活保護法における介護機関の指定等について

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課

## 1 生活保護法における介護サービスの提供（介護扶助）の位置付け

生活保護法は、第3条で『最低生活保障の原理』を掲げ、憲法第25条に規定する理念に基づき『健康で文化的な最低限度の生活』を保障することとしています。

その具体的な方法として、衣食住については、「生活扶助」や「住宅扶助」として金銭が給付されますが、最低生活に必要な医療や介護のサービスについては、「医療扶助」や「介護扶助」として現物給付によって行うこととされています。

## 2 生活保護法における指定介護機関とは

『介護サービスの現物支給』について福祉事務所は、生活保護法によって指定を受けた介護機関に「委託して行うものとする」（生活保護法第34条の2）とされています。

このことから、生活保護を受けている者に対する介護サービスを提供しようとする介護機関は、「開設者の申請に基づき、事業所在地を所管する都道府県知事の指定を受けること（生活保護法第54条の2）」が必要になります。

そして、この生活保護法による指定を受けた介護機関を生活保護法における「指定介護機関」といいます。

## 3 生活保護法による指定に当たっての注意事項（みなし指定等の取扱い）

生活保護法による指定にあたっては、『みなし指定』という以下の取扱いがあります。

### (1) 平成26年7月1日以降に新しく介護保険法による指定を受けた場合

平成26年7月1日に施行された生活保護法の改正によって、新たに介護保険法の指定・許可を受けた事業所・施設は、生活保護法における指定申請を別途行わなくても、生活保護法による指定を受けたとみなすことになりました。また、介護保険法による指定の取消や廃止があった場合には、その効力を失います（生活保護法でも指定取消、廃止とみなされます）。

したがって、生活保護法の指定を受けたくない場合には、別途その旨の申出書の提出が必要です。

（※地域密着型介護老人福祉施設と介護老人福祉施設については、この辞退は認められていません。）

ただし、休止・再開・変更等については「みなし」とする規定がないため届出が必要となるので注意していただく必要があります。（介護保険への変更申請だけでなく、別途、生活保護への変更申請も行ってください。）

### (2) 平成26年6月30日以前に既に生活保護法による指定を受けている場合

こちらについては「みなし指定」の扱いにはなりませんので、各変更申請のほか、指定取消処分を受けた時や廃止の際にも、生活保護への届出が必要です。

### (3) 平成26年6月30日以前に介護保険法による指定を受けているが生活保護法による指定は受けていない場合、若しくは、平成26年7月1日以降にみなし指定を申出により辞退された場合

生活保護法による指定のための申請をはじめ、すべての届出が介護保険の申請とは別に必要となります。

必要な届出についての情報、提出様式、制度説明や関連通知など詳細を知りたい方は、県のホームページをご覧ください。（<https://www.pref.tottori.lg.jp/255466.htm>）

★『鳥取県 福祉監査指導課 指定介護機関』で検索。

#### 4 鳥取市の中核市移行による届出先の変更

※鳥取市が中核市となった平成30年4月1日以降、介護保険法による届出先と、生活保護法による届出先について、各事業所の所在地によって次のようになっています。

- (1) 鳥取市内の事業所 ⇒介護保険も生活保護も鳥取市役所が届出先です。
- (2) 八頭郡、岩美郡の事業所 ⇒介護保険は鳥取市役所が届出先となります。生活保護の届出先は従前のおり、各町の福祉事務所若しくは県庁です。

#### 5 参考（届出書類一覧）

指定内容に変更等が生じた場合は、10日以内に届出を行う必要があります。

|            | 届出を要する場合   | 提出書類  |     |     |     |     |     |     |     |
|------------|--|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|            |  | 指定申請書 | 誓約書 | 変更届 | 廃止届 | 休止届 | 再開届 | 辞退届 | 処分届 |
| 新規申請       | 平成26年6月30日以前に介護保険法で指定を受けているが、生活保護法での指定を受けていない介護機関が、新たに生活保護の指定を受ける場合<br>※平成26年7月1日以降の日付で介護保険法による指定を受けた介護機関はみなし指定となるため不要 | ○     |     |     |     |     |     |     |     |
| 指定を受けている場合 | 介護保険事業所番号の変更を伴わない次の変更があった場合<br>(1) 開設者の名称、所在地の変更<br>(2) 開設者の代表者の役職、氏名の変更<br>(3) 事業所の名称、所在地の変更<br>(4) 管理者の氏名、住所、生年月日の変更 |       |     | ○   |     |     |     |     |     |
|            | (1) 事業を廃止する場合<br>(2) 事業廃止を伴わないものの、介護保険事業所番号が変わった場合<br>※平成26年7月1日以降の日付で介護保険法による指定廃止となった介護機関は、みなし廃止となるため不要               |       |     |     | ○   |     |     |     |     |
|            | 事業を休止する場合  |       |     |     |     | ○   |     |     |     |
|            | 休止した事業を再開する場合  |       |     |     |     |     | ○   |     |     |
|            | 生活保護法による指定を辞退する場合<br>(30日以上の予告期間が必要)   |       |     |     |     |     |     | ○   |     |
|            | 他法による処分を受けた場合<br>※平成26年7月1日以降の日付で介護保険法による指定を受けた介護機関で、指定取消処分を受けた場合は、みなし取消となるため不要  |       |     |     |     |     |     |     | ○   |

※ご不明な点等ありましたら、福祉監査指導課へお問い合わせください。(TEL:0857-26-7144)

# 指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。